

承認第 2 号

斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例

【議案提出担当課：税務課】

令和 4 年度の地方税制の改正を内容とする地方税法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 1 号）が令和 4 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、令和 4 年 4 月 1 日から施行される内容に関し、本条例において所要の改正を行うものであります。

1. 主な改正内容

(1) 土地に係る都市計画税の負担調整措置

景気対策及び税額の激変緩和の観点から、土地に係る都市計画税の負担調整措置について、令和 4 年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅の上限を、評価額の 2.5%（現行 5%）とする。

【付則第 7 項の改正規定】

(2) 貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置の創設

特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域の指定を受けた土地について、都市計画税の課税標準を、最初の 3 年間分、価格に 4 分の 3 を乗じて得た額とする。

【付則第 5 項の改正規定】

(3) その他法令の改正による条文整理等所要の改正

2. 施行期日等

(1) 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日から施行します。

(2) 経過措置

この条例による改正後の斑鳩町都市計画税条例の規定は、令和 4 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 3 年度分までの都市計画税については、なお従前の例によります。